

保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士修学資金貸付制度とは

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得をめざす学生に対し修学資金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的としています。



対象者 次の条件のいずれも満たしている方となります

- ① 県内(千葉市内を除く)の指定保育士養成施設に在学する方
県外または千葉市内の指定保育士養成施設に在学する方で、県内(千葉市内を除く)に住所を有している方
- ② 養成施設の推薦を受ける方
- ③ 養成施設を卒業後、県内の保育所等で児童の保護等(保育等の業務)に5年間継続して従事する意思のある方
★保育所等とは、保育所・幼稚園(預かり保育を常時実施している施設)・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・一時預かり事業・企業主導型保育事業等
- ④ 他の都道府県等から同種の修学資金等を借り受けていない方

貸付額 月額5万円以内(総額120万円以内)

本人の希望により次の加算をすることができます。

- ① 入学準備金:20万円
- ② 就職準備金:20万円
- ③ 生活費加算:生活扶助基準の居宅(第1類)の該当区分額以内
(生活保護受給世帯の方またはそれに準じる世帯の方に限る)

貸付期間 原則2年間

※但し、修学期間が2年を超える場合、総額120万円以内であれば2年以上の修学期間に分けての貸付が可能です。

貸付利子 無利子

連帯保証人 1名必要

返還免除 次の条件をいずれも満たした場合、貸付金の全額が返還免除となります

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行う
- ② 県内の保育所等★で、5年間継続して児童の保護等(保育等の業務)に従事する
※養成施設を退学または所定の期間前に児童の保護等(保育等の業務)を辞めた場合は、貸付金を返還しなければなりません。

申込方法 養成施設を通じて千葉県社会福祉協議会までお申し込みください



お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL 043-216-3086 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 5F <http://www.chibakenshakyo.net/>

2020.4.ver